

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年10月29日
【四半期会計期間】	第10期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）
【会社名】	株式会社ミクレード
【英訳名】	MICREED Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 片山 礼子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目16番13号
【電話番号】	(03)6262-5176(代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 谷口 学
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目16番13号
【電話番号】	(03)6262-5176(代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 谷口 学
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第9期 第2四半期累計期間	第10期 第2四半期累計期間	第9期
会計期間		自2020年4月1日 至2020年9月30日	自2021年4月1日 至2021年9月30日	自2020年4月1日 至2021年3月31日
売上高	(百万円)	1,299	1,239	2,782
経常損失()	(百万円)	76	80	121
四半期(当期)純損失()	(百万円)	49	52	85
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	-	-	-
資本金	(百万円)	78	89	89
発行済株式総数	(株)	2,113,800	2,175,000	2,174,800
純資産額	(百万円)	919	852	905
総資産額	(百万円)	1,280	1,142	1,248
1株当たり四半期(当期)純損失()	(円)	23.66	24.20	40.47
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
1株当たり配当額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	71.8	74.6	72.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	91	46	102
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	25	24	36
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	6	0	15
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(百万円)	478	498	476

回次		第9期 第2四半期会計期間	第10期 第2四半期会計期間
会計期間		自2020年7月1日 至2020年9月30日	自2021年7月1日 至2021年9月30日
1株当たり四半期純損失()	(円)	3.05	13.59

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績

当第2四半期累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日）におけるわが国経済は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置に伴う飲食店への休業・時短要請などから、極めて厳しい環境が続きました。

このような環境のもと、当社は業務用食材通販のパイオニアとしてお客様の日々の厨房を支えると共に、厳しい環境に立たされている飲食店の皆様のお力になれるよう、食材管理に寄与する小パック商品や、調理の手間を削減する手間なし商品を拡充するなど、お客様を支える活動を続けてまいりました。

これらの取り組みの結果、売上高の前年同月比は下表のとおりとなりました。2020年度の4月上旬から5月下旬まで緊急事態宣言が発令されていたため、2021年度の4月・5月の売上高は前年を上回りましたが、6月以降は緊急事態宣言・まん延防止等重点措置に伴う飲食店への酒類の提供自粛要請・休業要請等の影響を受け、前年を下回る結果となりました。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
売上高前年同月比	196.4%	113.5%	90.8%	91.2%	72.1%	69.5%

以上の結果、当社の当第2四半期累計期間における経営成績は、売上高1,239百万円（前年同期比4.7%減）、営業損失 82百万円（前年同期営業損失 82百万円）、経常損失 80百万円（前年同期経常損失 76百万円）、四半期純損失 52百万円（前年同期四半期純損失 49百万円）となりました。

なお、当社は業務用食材通販事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

財政状態の分析

(流動資産)

当第2四半期会計期間末における流動資産は890百万円と前事業年度末に比べ127百万円減少いたしました。これは主に、8月および9月の売上高が3月比で大きく減少した結果、売掛金が88百万円減少したことによるものです。

(固定資産)

当第2四半期会計期間末における固定資産は251百万円と前事業年度末に比べ21百万円増加いたしました。これは主に、繰延税金資産が27百万円増加したことによるものです。

この結果、総資産は1,142百万円となり、前事業年度末に比べ106百万円減少いたしました。

(流動負債)

当第2四半期会計期間末における流動負債は274百万円と前事業年度末に比べ54百万円減少いたしました。これは主に、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う飲食店の休業・時短要請などから8月および9月の売上高が減少したことに伴い、この期間における仕入も減少し、買掛金が60百万円減少したことによるものです。

(固定負債)

当第2四半期会計期間末における固定負債は15百万円と前事業年度末に比べ1百万円増加いたしました。

この結果、負債合計は289百万円となり、前事業年度末に比べ53百万円減少いたしました。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産合計は852百万円と前事業年度末に比べ52百万円減少いたしました。これは四半期純損失の計上などにより利益剰余金が52百万円減少したことによるものです。

(2) 当期のキャッシュ・フローの概況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物は498百万円と前事業年度末に比べ21百万円増加しました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況及び変動要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは46百万円の収入(前年同期は91百万円の支出)となりました。これは主に、売上債権の減少88百万円、税引前四半期純損失 80百万円、仕入債務の減少60百万円、法人税等の還付額46百万円、減価償却費30百万円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは24百万円の支出(前年同期は25百万円の支出)となりました。これは主に、基幹システムとECサイトの改修に伴う無形固定資産の取得による支出23百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは0百万円の支出(前年同期は6百万円の支出)となりました。これは主に、リース債務の返済による支出0百万円によるものです。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 従業員数

当第2四半期累計期間において、従業員数に著しい変動はありません。

(7) 生産、受注及び販売の実績

昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、当第2四半期累計期間における当社の売上高は前年同期比4.7%減となりました。

(8) 主要な設備

当第2四半期累計期間において、主要な設備について重要な変更はありません。

(9) 経営成績に重要な影響を与える要因

新型コロナウイルス感染症拡大を受けた緊急事態宣言の発出や、飲食店への休業・時短要請、酒類の提供自粛要請などにより、飲食店は大きな影響を受けており、飲食店を顧客とする当社の業績にも重大な影響を及ぼしております。今後、想定以上に新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、経済環境の更なる悪化を招く場合や、コロナ後の事業環境が大きく変化する場合には、当社の業績に大きな影響を及ぼす可能性がございます。

(10) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の現金及び預金は当第2四半期会計期間末においても498百万円と、事業規模に比べて厚めの資金を確保できており、仮に新型コロナウイルスの感染拡大状況が長期化したとしても事業運営上問題ない水準を確保できる見通しであります。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年10月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,175,000	2,175,000	東京証券取引所 (マザーズ)	権利内容に何ら制限のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,175,000	2,175,000	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2021年10月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2021年7月1日～ 2021年9月30日	200	2,175,000	0	89	0	436

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社S K Yグループホールディングス	東京都千代田区神田須田町一丁目12番	520	23.91
国分グループ本社株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号	397	18.28
株式会社トーホー	兵庫県神戸市東灘区向洋町西五丁目9番	200	9.19
片山 礼子	東京都中野区	75	3.44
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	64	2.94
石井 文範	東京都江東区	40	1.83
後和 信英	和歌山県和歌山市	35	1.64
松岡 勉	大阪府堺市	30	1.40
萩原 恒治	兵庫県西宮市	30	1.38
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	23	1.09
計	-	1,417	65.17

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,174,200	21,742	-
単元未満株式	普通株式 800	-	-
発行済株式総数	2,175,000	-	-
総株主の議決権	-	21,742	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成していません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	476	498
売掛金	354	266
商品及び製品	108	104
原材料及び貯蔵品	0	1
前払費用	6	10
未収入金	5	6
その他	67	5
貸倒引当金	2	2
流動資産合計	1,018	890
固定資産		
有形固定資産	19	15
無形固定資産		
ソフトウェア	155	151
無形固定資産合計	155	151
投資その他の資産		
破産更生債権等	0	0
繰延税金資産	16	44
その他	39	39
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	55	83
固定資産合計	229	251
資産合計	1,248	1,142
負債の部		
流動負債		
買掛金	250	189
リース債務	0	0
未払金	72	76
未払費用	1	1
未払法人税等	0	-
預り金	2	1
その他	1	3
流動負債合計	328	274
固定負債		
リース債務	0	0
退職給付引当金	11	13
資産除去債務	1	1
固定負債合計	14	15
負債合計	343	289
純資産の部		
株主資本		
資本金	89	89
資本剰余金	435	436
利益剰余金	379	326
株主資本合計	905	852
純資産合計	905	852
負債純資産合計	1,248	1,142

(2) 【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
売上高	1,299	1,239
売上原価	859	822
売上総利益	440	417
販売費及び一般管理費	523	499
営業損失()	82	82
営業外収益		
受取利息	0	0
給付金収入	5	-
償却債権取立益	0	0
情報提供料	-	0
その他	0	0
営業外収益合計	6	2
経常損失()	76	80
税引前四半期純損失()	76	80
法人税等	26	27
四半期純損失()	49	52

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失()	76	80
減価償却費	30	30
貸倒引当金の増減額(は減少)	1	0
退職給付引当金の増減額(は減少)	1	1
受取利息及び受取配当金	0	0
売上債権の増減額(は増加)	37	88
棚卸資産の増減額(は増加)	17	3
仕入債務の増減額(は減少)	38	60
その他	34	16
小計	64	0
利息及び配当金の受取額	0	0
法人税等の支払額	27	0
法人税等の還付額	-	46
営業活動によるキャッシュ・フロー	91	46
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4	0
無形固定資産の取得による支出	20	23
投資活動によるキャッシュ・フロー	25	24
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	1	0
リース債務の返済による支出	0	0
配当金の支払額	7	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	6	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	122	21
現金及び現金同等物の期首残高	601	476
現金及び現金同等物の四半期末残高	478	498

【注記事項】

(会計方針の変更)

○収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第2四半期累計期間の損益に与える影響はなく、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

また、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28 - 15項に定める経過的な取扱いに従って、前第2四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

○時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる四半期財務諸表への影響はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

○税金費用の計算

税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純損失()に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純損失()に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
荷造運賃	158百万円	144百万円
退職給付費用	1	1
貸倒引当金繰入額	0	0

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金勘定	478百万円	498百万円
現金及び現金同等物	478	498

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	7	3.51	2020年3月31日	2020年6月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は業務用食材通販事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は業務用食材通販事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当 2 四半期累計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)

	報告セグメント
	業務用食材通販事業
商品の販売	1,239百万円
顧客との契約から生じる収益	1,239百万円
その他の収益	- 百万円
外部顧客への売上高	1,239百万円

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 2 四半期累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当第 2 四半期累計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)
(1) 1株当たり四半期純損失	23円66銭	24円20銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(百万円)	49	52
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	49	52
普通株式の期中平均株式数(千株)	2,111	2,174
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-	-
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加額(千株)	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年10月27日

株式会社ミクリード
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 田 秀 樹 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 康 之 印
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミクリードの2021年4月1日から2022年3月31日までの第10期事業年度の第2四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ミクリードの2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。